

命を守る

住宅用火災警報器

設置してありますか？点検してありますか？



WITH
THE
KYUSHU

九州一斉

住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン実施中！

すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられ、

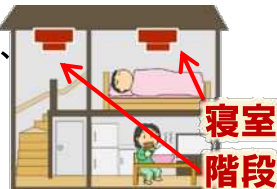
令和3年6月1日で **10年** を経過しました。

※ 住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知なくなることがありますので、機器本体を取り替えましょう。

■設置する場所(例)

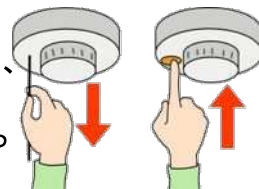
設置が必要な場所は、
寝室・階段等※です。

※階段は、寝室が2階以上
にある場合に必要です。



■点検方法

ひもを引っ張ったり、
ボタンを長押しすると、
音声などで正常に作
動するかどうかを知ら
せてくれます。



後援：

FDMA 消防庁
住民とともに Fire and Disaster Management Agency

【お問い合わせ】

薩摩川内市消防局
中央消防署 0996-22-0143

代表 0996-22-0119 予防課 0996-22-0135
東部消防署 0996-44-3390 西部消防署 0996-26-3524